すべての妊婦さんを応援する

“妊婦のための支援給付”のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、
妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？　各市区町村の相談窓口では、
給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関しての疑問や不安に
丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

対象者（※1）

妊娠している方

支給額（※2）

妊婦給付認定後	5万円
妊娠している こどもの人数の届出後	妊娠している こどもの人数×5万円

給付と面談をセットで実施

面談とアンケートの提出が必要です。

- 妊娠届出（母子手帳交付）時の面談
- 後期妊婦相談時の面談
- あかちゃん訪問時（産後1～2か月頃）の面談

➡ 申請書類の提出後に、指定された銀行口座へ、給付金を振り込みます。

妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。

申請時期

①妊婦給付認定申請　･･･医療機関において妊娠が確認された後から　★母子手帳交付時

②妊娠しているこどもの人数の届出　…出産予定日の8週間前の日から　★あかちゃん訪問時

（※1）流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

【お問合せ先】

芽室町こども家庭センター　めむろん　☎０１５５－６２－７８３０（すくすくコール　平日9:00～17:00）

☎０１５５－６２－９７３３（芽室町子育て支援課子育て支援係　平日8:45～17:30）

こどもまんなか
こども家庭庁